

肢体不自由児向け 補足資料含む

令和6年度 就学に関する説明会



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課 (特別支援教育総合センター)

Ⅰ 横浜市の学びの場について

本日の流れ

- Ⅰ 横浜市の学びの場について(約23分)
- 2 就学相談について(約26分)
- 3 就学先ごとの就学の流れについて(約9分)
- 4 補足説明(約16分)



PPEN 横浜市における特別支援教育

インクルーシブ教育システムの構築の視点を含め、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限伸ばしていきます。そのために、教育的ニーズの把握をし、多様な教育の場を用意して、全ての子どもたちに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を保障します。

横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 特別支援教育編より



横浜市における学びの場

- ①一般学級
- ②一般学級+通級指導教室

(在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場)

- ③個別支援学級
 - (小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための特別な学びの学級)
- |④特別支援教室
 - (小・中学校がお子さんの在籍する学級以外に校内に設置していて

一時的に利用する特別な支援指導のための教室)

⑤特別支援学校·支援学校

(身体に障害のあるお子さん・知的に障害のあるお子さんが通う学校)

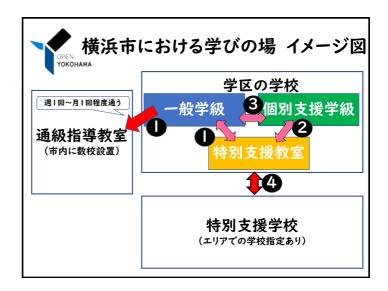


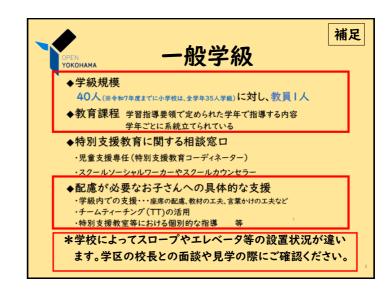
一般学級

◆学級規模

40人(※令和7年度までに小学校は、全学年35人学級)に対し、教員 | 人

- ◆教育課程 学習指導要領で定められた学年で指導する内容 学年ごとに系統立てられている
- ◆特別支援教育に関する相談窓口
 - ・児童支援専任(特別支援教育コーディネーター)
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
- ◆配慮が必要なお子さんへの具体的な支援
 - ・学級内での支援・・・座席の配慮、教材の工夫、言葉かけの工夫など
 - ・チームティーチング(TT)の活用
 - ・特別支援教室等における個別的な指導 等







「PEN 特別支援教室について

児童生徒が、在籍する学級(一般学級、個別 支援学級)を離れて、特別の場で学習するため のスペース

〇 主な活用

「学年相応の学習のための丁寧な導入(下学年の復習等)」 「スモールステップによる基礎の定着」

「在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり」など

各学校特別支援教室の運用方法が異なりますので、校長との面談時に確認をし てください。利用については、学校との相談となります。



YPEN 通級指導教室(小学校)

< 指導回数、指導形態、指導内容>

	情緒障害(LD·ADHD含)	弱視、難聴、言語障害
指導回数	お子さんの状態や目標等によって異なります。 週1回から月2回程度	
指導形態	グループ指導が基本	個別指導が基本
指導内容 「自立活動」を 参考	情緒の安定、対人関係、 コミュニケーションスキル、 認知特性に応じた学習 等	視覚補助具の活用 補聴器の装用 言語・発音に関すること 等

- ◎小学校は保護者付き添いが必要(保護者面談、保護者支援等)
- ◎在籍校内に設置されている通級に通う場合も付き添いが必要



通級指導教室

< 食 仗 >

- ①一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん (知的発達の遅れがない)
- ②弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD·ADHD など特別な支援、指導を必要とするお子さん

(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)

【①と②の両方を満たすお子さん】

<目的>

障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服



通級指導教室設置校

弱視 【特別支援学校】 盲特別支援学校(神奈川小学校分教室)

難聴、言語

【小学校】 藤が丘 (言語) 幸ケ谷、東、 洋光台第二

【特別支援学校】 ろう特別支援

【小学校】 市ケ尾、綱島、平沼、 左近山、戸塚、八景、 西が岡(言語)

【中学校】

鴨志田、左近山(言語) 共進、洋光台第一(言語)

情緒

【小学校】 荏田東第一 十日市場 寺尾 小坪 仏向

※在籍する学校によって通級指導を受ける学校は指定されます。



個別支援学級(特別支援学級)

- ◆学級種···① 知的障害 ② 自閉症·情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童8人に対し、教員 | 人
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校の教育課程を参考に、 お子さんの実態に合わせて特別な教育課程を編成
- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成
- 「個別の教育支援計画」保護者とともに個別に作成
- 「個別の指導計画」
- ◆指導形態・・・基本的に学級ごと、合同やグループで活動することもある
- ◆指導の工夫等
- ・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習 ・日常生活動作の学習
- ◆交流及び共同学習

児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施



個別支援学級(特別支援学級)

<異なる学年での学級編成>

異なる学年で学ぶことで、年上のお子さんの良い行動 を真似して学んだり、年下のお子さんとの関わりの中で 責任感が育つなどが期待されます。

<行事>

一般学級の学校行事に加えて個別支援学級の行事が あります。個別支援学級ごと、区ごとの特色に応じて実施 しています。

学区の中学校の個別支援学級と交流を行う小中個別支援学級交流会や同じ区内の個別支援学級で行う合同宿泊学習、合同学習発表会等があり、お子さんの実態に合わせて参加しています。

OPE

個別支援学級(特別支援学級)補足

N

- ◆学級種···① 知的障害 ② 自閉症·情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童8人に対し、教員 | 人
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校の教育課程を参考に、 お子さんの実態に合わせて特別な教育課程を編成
- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成 「個別の教育支援計画」保護者とともに個別に作成 「個別の指導計画」
- ◆指導形態・・・基本的に学級ごと、合同やグループで活動することもある
- ◆指導の工夫等
- ・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習 ・日常生活動作の学習
- ◆交流及び共同学習

児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施



OPEN 中国 特別支援学校・支援学校

- ◆ 部 門 ···視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱
- ◆学級規模・・・児童 6人に対し、教員Ⅰ人
- ◆教育課程

特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じて、教育課程を編成します。

- ◆お子さんの実態等に応じた指導計画の作成
 - ・「個別の教育支援計画」保護者とともに個別に作成
 - ・「個別の指導計画」
- ◆指導の工夫等
 - ・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習
 - ・日常生活動作の学習 ・コミュニケーション ・身体機能の向上
 - ・交流及び共同学習(学区の学校と)

1



▼ 視覚障害部門・聴覚障害部門

YOKOHAMA

視覚障害部門

(市立) 盲特別支援学校

(県立) 平塚盲学校

(私立) 横浜訓盲学院

聴覚障害部門

(市立) ろう特別支援学校

(県立) 平塚ろう学校

(川崎市)川崎市立ろう学校

肢体不自由部門

(市立)

上菅田特別支援学校 若葉台特別支援学校 北綱島特別支援学校 東俣野特別支援学校 中村特別支援学校 左近山特別支援学校

(県立)

中原支援学校 三ツ境支援学校 鎌倉支援学校 金沢支援学校 あおば支援学校



知的障害部門

(市立)

本郷特別支援学校 港南台ひの特別支援学校

日野中央高等特別支援学校(高等部)

二つ橋高等特別支援学校(高等部)

若葉台特別支援学校(高等部)

(県立)鶴見支援学校 高津支援学校 金沢支援学校 麻生支援学校 みどり支援学校 保土ケ谷支援学校 瀬谷支援学校 藤沢支援学校 あおば支援学校

横浜ひなたやま支援学校(高等部) 岩戸支援学校(高等部)

鎌倉支援学校(高等部) 三ツ境支援学校(高等部)

(私立)聖坂支援学校

(国立)横浜国大附属特別支援学校

肢体不自由特別支援学校

- ①看護師の配置について(市立、県立)
 - →看護師による医療的ケアがあります
- ② 医療的ケアについて
 - →年度当初に書類の準備や学校での引き継ぎなどがあります
- ③給食の食形態について
 - →常食、刻み食、ミキサー食等が用意されている
- **④**スクールバスについて
 - →定員、健康状態によって難しい場合があります
- ⑤自立活動教諭について(県立)
 - →理学療法士、作業療法士等が配置されています
- ⑥訪問教育について

⑥訪問教育について

補足

- ○肢体不自由特別支援学校で行われている教育 の形態の1つです。
- ○対象となる訪問籍のお子さんについて、実施頻度はご家庭の希望を踏まえながら、週 I ~3日程度、I回につき2時間程度となっています。
- ○保護者付き添いのもと、学校へのスクーリングが可能となっており、行事や集団授業への参加も可能です。スクーリングの際の送迎や医療的ケアは保護者に行っていただくことになっています。

2 就学相談について



病弱部門

(市立)浦舟特別支援学校

(県立)横浜南支援学校

病院に入院した場合や医師の診断等が ある場合に利用できます。

22



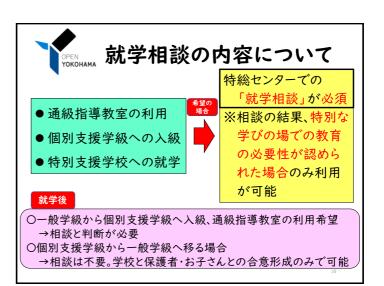


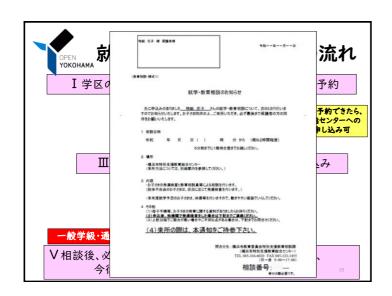


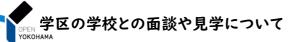


就学相談について

小学校に入学(就学)した際、個々の 力を十分に伸ばすためのふさわしい教育 環境(学びの場)や必要な支援について、 保護者とともに考えます。







面談や見学と特総センターでの相談の順序が逆になることも ありますので、保護者やお子さんにとっても学校にとっても無理 の無い範囲で面談や見学を進めてください。

特別支援学校をご希望の場合でも、原則、学区の小学校の校長との面談と見学が必要です。交流や災害避難時などで、今後小学校に行く機会があるかもしれません。そのときに備え、環境面の確認(校内外の段差や動線等)をしておくとよいです。

就学相談の申込みからの流れ

「学区の小学校(校長・副校長)へ
電話にて面談の予約

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の校務により、就学相談と前後することもあります。

・面談に参加する人数を伝え、注意事項を確認してください。
・面談時に、一般学級や個別支援級等の見学が可能かを確認してください。
次年度、就学予定の〇と申します。校長先生か副校長先生は、いらっしゃいますか?

(校長先生にかわったら)初めまして、次年度就学予定の〇と申します。「子どもの就学についての面談」のお願いのお願いのお願いのお願いのお願いのお願いのお願いのお願いの



就学相談の申込みからの流れ

Ⅱ学区の校長と面談

上履き等の持参等のご協力をお願いします。

面談や見学を通して

- ①お子さんの様子や就学についての心配な事を相談する。
- ②就学希望の学校種(特別支援学校)、 学級種(一般学級・個別支援学級・通級指導教室 など)、具体的に必要な支援などを伝える。
- ③学校の雰囲気や個別支援学級の様子や教室環境、 特別支援教室の状況などの情報を得ます。

特別支援学校を希望の方も、必ず個別支援学級の見学をしてください。



就学相談の申込みからの流れ

補足

Ⅱ学区の校長と面談

当日の朝、検温や体調の確認を必ずしてください。 また、上履き等の持参・マスクの着用の協力をお願いします。

面談や見学を通して

- ○お子さんの様子や就学についての心配な事を相談す
- ②就学希望の学校種(特別支援学校)、 学級種(一般学級·個別支援学級·通級指導教室 など)、具体的に必要な支援などを伝える。
- 教室の状況などの情報を得ます。

例えば、昇降口から教室までの階段や段差、トイレの状況、体育館やプールな ど特別教室への移動の動線も確認しておくとよいです。



就学相談の申込みからの流れ

Ⅲ特別支援教育総合センターへ相談の申込み

☆相談時期は、「希望する就学先」によって設定します。先着順ではありません。 日程が決まるまでに最大4か月程度時間を要することがあります。

◆書類 · · · ①「相談申込書」

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>

教育に関する施策・取組>特別な支援が必要なお子さんの教育>相談窓口>

「相談申込書」からダウンロードし、プリントアウト

※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特総センターにご連絡ください。 ※記入例も一緒にダウンロードできます。

②一年以内の発達検査結果

書面でお持ちの場合のみコピーを同封してください

◆申込方法···郵送 「就学相談申込書在中」朱書き 特別支援教育総合センター 宛

〒240-0044 横浜市保土ケ谷区仏向町845-2

補足

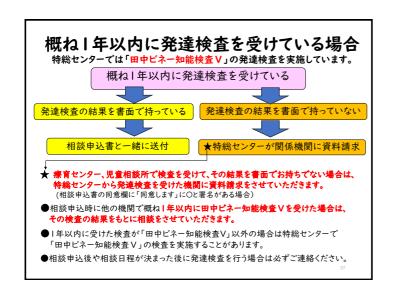
学区の小学校との面談や見学について (特別支援学校を希望する肢体不自由児)

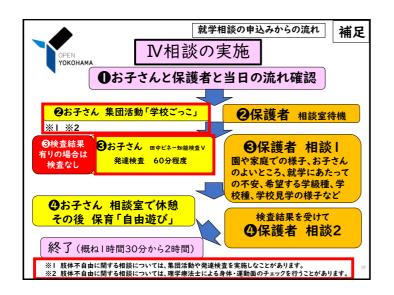
原則として、学区の小学校の校長と面談が必要となり ますが、肢体不自由のお子さんにつきましては、移動面 や体調等の関係から、面談や見学が難しい場合もある と思います。その場合は無理に面談、見学に行く必要は ありませんが、小学校に電話連絡をしていただき、校長 (副校長)に「特別支援学校を希望しており、特別支援 教育総合センターで相談をする予定である」ことを伝え てください。

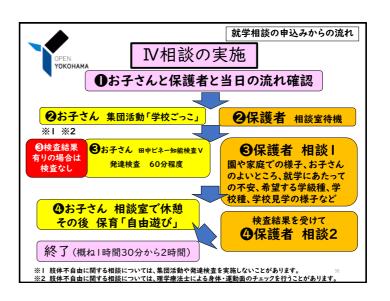
🌇 就学相談の申込み締切

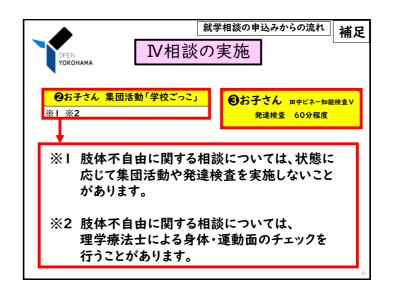
- ▶特別支援学校希望の場合は6月末締切 締め切りに関して 音入れ必要
- ▶個別支援学級、通級指導教室希望の場合は7月末締切 (早めのお申し込みをお願いします)
- ○相談日時決定後は、ご自宅へ「相談日時決定通知書」を 郵送します。
- ○相談申込書提出後に、地域療育センター等で発達検査を受 けた場合は必ず特総センターにご連絡をお願いします。
- ○相談日時の都合が悪く、延期する場合や相談自体をキャンセ ルする場合も特総センターへご連絡をお願いします。

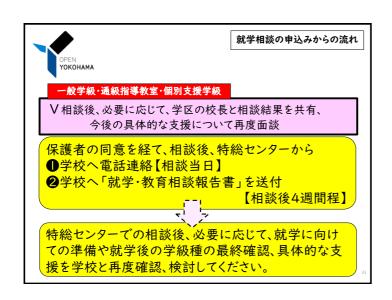
特別支援教育総合センター(045-336-6020) 連絡の際は、「お子さんの名前」「相談番号(相談日時通知書の右下に表記された 6桁の番号)」と「問い合わせ内容」をお知らせください。

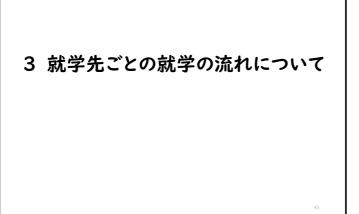


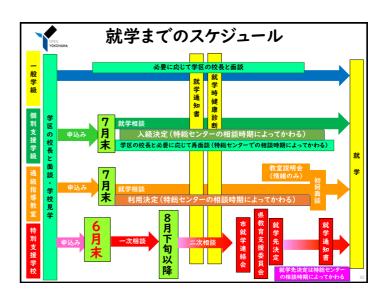


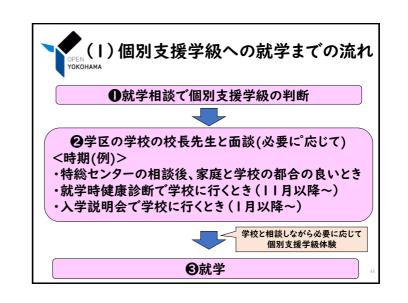


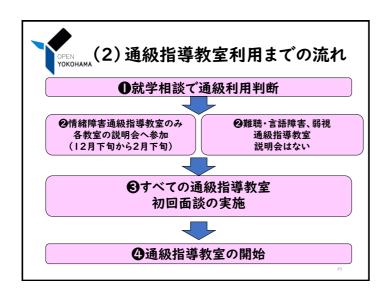


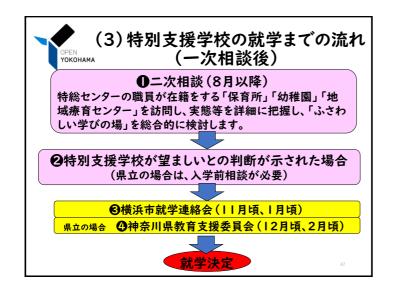












通級指導教室の現状と利用の考え方について

- ○小学校の情緒障害通級指導教室は、年度途中の入級が難しい状況です。難聴言語障害通級指導教室においてもニーズが高まり、途中入級が難しい場合があります。
- ○新 I 年生においては、通級の利用のために定期的に在籍校を離れて指導を受けることで学校生活のリズムがつかみにくくなることがあります。学区の学校との面談を経て、在籍校内での支援や配慮で学校生活をスムースにスタートできそうな場合、I 年生のうちは一般学級で様子を見ていくという考え方もあります。在籍校を離れ特別な指導が本当に必要かどうかご検討ください。

特別支援学校の就学希望について①

- ①特別支援学校への就学を希望する場合でも、必ず学区の 小学校で面談及び個別支援学級等の見学を行ってください。
- ②特別支援学校の見学は必ず行ってください。
- ③特別支援教育総合センターでの就学相談後は、保育所・ 幼稚園・地域療育センター等の関係機関と連携を図りな がら、お子さんの実態を総合的に把握し電話での二次相 談を行います。

:

特別支援学校の就学希望について②

④横浜市立特別支援学校、神奈川県立支援学校への就学 の決定は、横浜市教育委員会で決定します。なお、学校 の指定については、神奈川県教育委員会・横浜市教育 委員会との調整により、お住まいの住所ごとに指定され ています。ご理解をお願いします。また、調整区域の場合 は、対象となる全ての学校見学をしていただきます。

住所で指定される特別支援学校については、特総センタ ーにお問い合わせください。

- ⑤相談の申込みは、6月下旬までです。早めに相談申込を してください。締め切り後は対応できないこともあります。
- ⑥私立聖坂支援学校と国大附属特別支援学校等を受験す る場合は、必ず相談申込書にその旨記載してください。

(I) 特総センターへ来所せず 個別支援学級入級の判断をする方法

又を漢字 音入れ不要

①お子さんと保護者が

知的障害又は自閉症・情緒障害

個別支援学級入級のみを希望している

- ②発達検査(概ね|年以内)の結果がある
- ア IQ75以下→知的障害個別支援学級
- イ IQ76以上+自閉症等の診断がある
 - →自閉症·情緒障害個別支援学級
- ③校長との面談で協議し、両者の合意がある
- ※検討の結果、来所して相談となる場合もあります。

4 補足説明

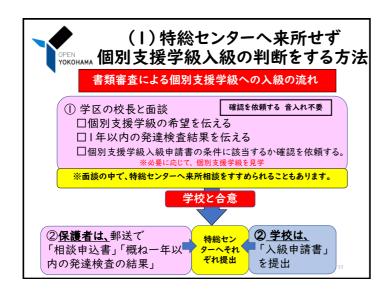
(1) 特総センターへ来所せず 個別支援学級入級の判断をする方法

○次の条件を全て満たしていること

①本人と保護者が

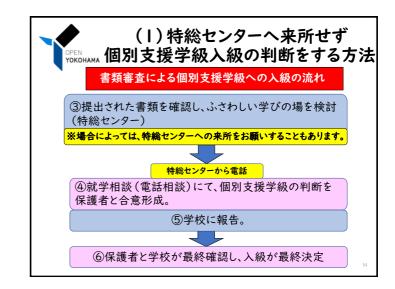
知的障害または白閉症・情緒障害 個別支援学級入級のみを希望している

- ②発達検査(概ね|年以内)の結果がある
- ア IQ75以下→知的障害個別支援学級
- イ IQ76以上+自閉症等の診断名がある
 - → 自閉症·情緒障害個別支援学級
- ③校長との面談で協議し、両者の合意がある
- ※検討の結果、来所して相談となる場合もあります。



(2)見学・説明会について

- ○特別支援学校・支援学校・・・ 学校のホームページに学校見学日の案内等が載って います。
- ○一般学級、個別支援学級・・・ 保護者から直接、学校に申込み
- ○通級指導教室・・・ 見学会は行っていません。 情緒障害通級指導教室の判断となったお子さんの 保護者を対象に12月下旬~2月下旬頃に各通級で説明会があります。詳細は相談時にご案内いたします。 難聴、言語、弱視の通級は、説明会がありません。



- (3)個別の教育支援計画及び指導計画について 特別支援学校在籍、個別支援学級在籍、通級指導教室 の利用、特別支援教室の利用のお子さんは、学校が必 ず2つの計画を作成します。
- ・「個別の教育支援計画」(他機関との連携を図り、一貫 して的確な教育的支援を行うための計画)
- ・「個別の指導計画」(学校全体で適切な指導・支援を 行うための細かい計画)

「個別の教育支援計画」は、お子さん及び保護者とともに作成します。

(4) 指定地区外就学制度について

【横浜市学区外就学】で検索 横浜市学区外就学

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>通学区域・学校情報> 小中学校・通学区域制度>その他の情報>指定地区外就学制度のご案内

- ●横浜市では、住民登録している住所地により通学区域 を定め、指定された学校に通学することが原則となって います。
- ●個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学 校に通学することができる「指定地区外就学」という制 度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用され ます。
- ●この制度を利用したい場合は、学区の小学校の校長に 相談し、承諾を得る必要があります。

▼☆☆ (5) 転居予定がある方へ

●横浜市外への転居予定がある方は、 転居予定先の市町村で就学相談をしてください。

(転居予定先の市区町村教育委員会に問い合わせし、相談をしてください)

- ●横浜市内での転居予定がある方は、 新たな転居予定先の小学校の校長と面談をしてください。 (状況により校長との面談が就学相談後になることがあるかもしれません。)
- ●申込書の住所欄へ「新住所(○月○日より)」の記入をお願いしま。 す。(新住所が決まっていない場合等は、「市内へ転居予定」と記 入してください。)
- ●相談申込み後、転居が決まった場合は、必ず特総セン ターへご連絡ください。

(4) 指定地区外就学制度について

補足

【横浜市学区外就学】で検索 横浜市学区外就学

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>通学区域・学校情報: 小中学校・通学区域制度>その他の情報>指定地区外就学制度のご案内

- ●横浜市では、住民登録している住所地により通学区域 を定め、指定された学校に通学することが原則となって います。
- ●個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学 校に通学することができる「指定地区外就学」という制 度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用され ます。
- ●この制度を利用したい場合は、学区の小学校の校長に 相談し、承諾を得る必要があります。



(6) 就学時健康診断

就学予定の学区の小学校で、健康診断を受けます。

- ①10月頃に区役所から通知
- →所定の小学校で就学時健康診断を受診します。
- ②対象は、横浜市に住所がある児童 (特別支援学校希望でも通知あり)
- ③就学時健康診断にあたって心配なことがある場合 や、受診が難しい場合は保護者から所定の小学校 へご相談ください。

(6)就学時健康診断

移動面や体調等の関係から 就学時健康診断を希望していない場合

例 特総センターで特別支援学校等の就 学に向けた相談をしています。○○小学校 での就学時健康診断は受けません。

③就学時健康診断にあたって心配なことがある場合 や、受診が難しい場合は保護者から所定の小学校 へご相談ください。

(8)相談申込書について

相談申込書及び記入例は特総センターホームページに掲 載しています。記入に当たっては「相談申込書記入例」を ご覧ください。

【特総センター】で検索 特総センター

補足

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育> 特別な支援が必要なお子さんの教育> 相談窓口(横浜市特別支援教育総合センター)>相談申込書

記入例をみても、わからない点は

特総センターへご連絡ください。 電話番号(045)336-6020

✔ (7) 個別支援学級就学奨励費

個別支援学級に在籍しているご家庭で「入学準備 費や学用品費・通学用品費」に該当する物品を購 入された場合に奨励費が支給されることがあります。

詳しくはホームページをご確認ください。

【横浜市 就学援助制度について】で検索

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育> >各種手続き・相談>就学援助制度について>就学援助制度につい

おわりに

説明させていただきましたが、まだまだご不 明な点もあるかと思います。

来所していただいた際には、個別に1時間 程度教育相談員とお話する時間があります。 詳細についてのご質問やご不明点は、相 談時に教育相談員にご質問ください。

ご視聴ありがとうございました。